

## 「継続企業能力チェックリスト」の運用について

共同研究会では経営者、監査役および会計監査人が継続企業能力を評価、検討するために便利であると考え、本チェックリストを作成した。これについては下記により活用されることが望ましいと考える。

### 考え方

- ・継続企業情報に関する会計監査人の意見表明は、経営者が財務諸表作成の前提となる企業の継続能力に影響を及ぼす事象又は状況についての判断を行った上で行われるもので、経営者が行った財務諸表における開示の妥当性に対してのみ意見表明を行うという「二重責任の原則」が基本となっている。

### 本チェックリストの構成

#### 「第1部 リスクファクターの認識」

- ・企業の継続能力に影響を及ぼすと考えられる事象又は状況について、財務上の問題、債務返済リスク等の区分に従ってチェック項目を列挙したものである。
- ・経営者自らチェック項目毎にYes、No、N/A（該当なし）の判定を行うとともに、各々の判定を行った理由、状況等を備考欄に記載する。

#### 「第2部 経営改善計画」

- ・第1部でNoと判定した項目について、経営改善計画での対策内容を記載する。
- ・先ず経営改善計画そのものの評価を行った上、第1部でNoと判定した項目について個々に改善計画を具体的に記載する。この際、「一般的な対応事例」として記載した内容を参考にする。

### 経営者としての活用

- ・「二重責任の原則」に従って、先ず経営者は財務諸表を作成するに際して、継続企業として存続する事業体の能力を評価しなければならない。
- ・この際、継続企業能力に関して重大な疑念を投げかけるおそれのある事象又は状況に関連する重要な不確定事項を認識した時は、その不確実性を評価し、対処策を検討するとともに、これらの不確定事項を開示しなければならない。
- ・今回、共同研究会で作成した「継続企業能力チェックリスト」は、重要な

不確定事項が存在するか否かを経営者が判断するためのひな形である。

#### 監査役および会計監査人としての活用

- ・一方、監査役および会計監査人は継続企業として存続する事業体の能力についての経営者の判断ならびに財務諸表における開示の妥当性を検討しなければならない。監査役および会計監査人は、第一義的に経営者が判断した結果の妥当性を判断する責任を有する。
- ・このため、監査役および会計監査人は経営者の本チェックリストによる判断の妥当性および経営者の管理能力・責任遂行能力や情報開示に対する姿勢等の追加項目を監査役および会計監査人の視点から評価することが相当であり、かつ効果的である。

以 上